

審 査 基 準

令和4年6月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の2の2第1項（更新の申請の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 1 次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。 （1） 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター ： 1日 （2） 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：40日 （3） 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：40日 2 第101条の2の2第1項の規定により経由地公安委員会として受理した場合の申請者の住所地を管轄する公安委員会への更新申請書等の送付に係る期間は、10日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申 請 先：別添のとおり
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：

申 請 先

警察署等	市 町 村 名	更 新 申 請 を 受 理 す る 場 所			
		非 優 良 運 転 者 (高齢者講習受講済みの者は除く)	優 良 運 転 者 ・ 高 齢 者 講 習 受 講 済 の 者		
長 野 中 央	長野市 (長野南警察署管内(松代交番を含む)を除く) 長野市のうち 青木島乙956, 957 青木島甲1080, 1526, 1528, 1529, 1530, 1532 1533, 1535, 1538, 1753 のみ 上水内郡 信濃町 飯綱町 小川村	各運転免許センター	○ 警察署等欄の全ての警察署 (長野南、佐久、塩尻を除く) 及び交番		
須 坂	須坂市 上高井郡 小布施町 高山村				
松 代 交 番	長野市のうち 松代町 皆神台 松代温泉				
千 曲	千曲市 埴科郡 坂城町				
上 田	上田市 (旧小県郡丸子町・武石村を除く) 東御市 小県郡 青木村				
丸 子 交 番	上田市 (旧小県郡丸子町・武石村) 小県郡 長和町				
小 諸	小諸市				
臼 田 交 番	佐久市 (旧南佐久郡臼田町) 南佐久郡 佐久穂町 小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村				
諏 訪	諏訪市 諏訪郡 下諏訪町				
岡 谷	岡谷市				
木 曾	木曾郡 木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村				
松 本	松本市 東筑摩郡 山形村				
安 曇 野	安曇野市 東筑摩郡 麻績村 生坂村 筑北村				
飯 山	飯山市 下高井郡 木島平村 野沢温泉村 下水内郡 栄村			飯山署又は 各運転免許センター	○ 各運転免許センター
中 野	中野市 下高井郡 山ノ内町			中野署又は 各運転免許センター	※ 上記いずれの場所でも 申請可能
軽 井 沢	北佐久郡 軽井沢町			軽井沢署又は 各運転免許センター	
茅 野	茅野市 諏訪郡 原村 富士見町			茅野署又は 各運転免許センター	
伊 那	伊那市 上伊那郡 箕輪町 南箕輪村			伊那署又は 各運転免許センター	
辰 野 町 交 番	上伊那郡 辰野町			各運転免許センター	
駒 ヶ 根	駒ヶ根市 上伊那郡 飯島町 中川村 宮田村			駒ヶ根署又は 各運転免許センター	
飯 田	飯田市 下伊那郡 松川町 高森町 平谷村 豊丘村 根羽村 大鹿村 喬木村 阿智村	飯田署又は 各運転免許センター			
阿 南	下伊那郡 阿南町 売木村 泰阜村 下條村 天龍村	阿南署又は 各運転免許センター			
大 町	大町市 北安曇郡 白馬村 小谷村	大町署又は 各運転免許センター			
池 田 町 交 番	北安曇郡 池田町 松川村	池田町交番又は 各運転免許センター			
長 野 南	長野市のうち 篠ノ井、みこと川、東犀南、合戦場、真島町、 川中島町、里島、金井田、小島田町、稲里、市場 青木島町、青木島、三本柳西・東、大橋南、稲里町 信更町、丹波島、神明、広田、下水鉦 (旧更級郡大岡村を含む)	各運転免許センター			
佐 久	佐久市 (旧南佐久郡臼田町を除く) 北佐久郡 御代田町 立科町				
塩 尻	塩尻市 東筑摩郡 朝日村				

注1：優良運転者とは、免許証の更新日等までに継続して免許を受けている期間が5年以上の者で、過去5年間無事故、無違反の者をいう。
非優良運転者とは、一般運転者(準優良運転者講習対象者)又は違反運転者等(通常運転者講習対象者、初回更新者講習対象者)に該当する者をいう。

注2：各運転免許センターとは、長野市にある北信運転免許センター、佐久市にある東信運転免許センター、塩尻市にある中中信運転免許センターをいう。